

外為令別表の9の項（省令第21条）
通信と情報セキュリティに係る技術の暗号プログラム特例

提供技術名： _____
メーカー名： _____

該非用パラメータシート
(通信と情報セキュリティ技術)
様式 9 - 技術 (別紙1 - 1)

(1 / 1)

CISTEC 2009.11
(平成 21 年 11 月 1 日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答	備考
<参考> 以下の告示に述べる暗号プログラムが「該当」となる場合には、以下の判定を行った結果、暗号プログラム特例により役務取引許可が不要になることがある。		
【貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第十四号ロ】 (許可を要しない役務取引等 許可を要しない暗号プログラム) (暗号プログラム特例)		
外為令別表の8の項及び9の項の中欄に掲げるプログラムであって、経済産業大臣が告示で定めるものか？ →「□はい」の場合には、下記告示のあてはまる項にレ又は×印を記入し、以下の判定を行う。 「告示」： 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物： 三 貿易外省令第9条第2項第十四号ロの規定に基づき経済産業大臣が告示で定めるプログラムは、前号の2又は3に該当するものとする。 □2 外為令別表の8の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第7条第一号ハに該当するものの設計、製造若しくは使用に係る技術のうち、第20条第1項第五号、第七号若しくは第八号に該当するもの又は貨物等省令第20条第2項第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの □3 外為令別表の9の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第8条第九号、第十号、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するものの設計、製造若しくは使用に係る技術のうち、第21条第1項第七号、第八号の二、第九号、第十号又は第十五号のいずれかに該当するもの	□ はい ↓	□ いいえ
(一) a. 購入に関して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、信書便(注記1)若しくは電気通信の送信による注文により、販売店の在庫から販売されるものか？ b. 使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるものか？ c. 外国でのみ販売又は無償で提供されるものか？ d. 当該販売の態様若しくは無償で提供されることを書面(注記2)により確認できるものか？ (二) 暗号機能が使用者によって変更できないものか？ (三) 使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているものか？	□ はい ←(一)c.項へ □ はい ↓ □ いいえ ←(二)項へ □ できる ↓ □ できない ↓ □ 不要	□ いいえ ↓ □ いいえ ←(三)項へ □ はい ↓ □ できない ↓ □ できる ↓ □ 必要
(最終判定欄) 以上の結果、貿易関係貿易外取引等省令第9条第2項第十四号ロの規定に基づく暗号プログラム特例の対象となるか？(注) [注意]： 外国(輸出令別表第3に掲げる地域以外の外国をいう。)において提供する取引(販売されるものに限る。)又は外国の非居住者に提供する取引にあっては、貿易外省令第9条第2項第七号イ、ロ及び二のいずれかに(輸出令別表第3の2に掲げる地域に該当する外国において提供する取引(販売されるものに限る。))又は当該地域に該当する外国の非居住者に提供する取引にあっては、貿易外省令第9条第2項第七号イから二までのいずれかに)該当する場合は、暗号プログラム特例の対象外となり許可が必要。	□ 対象 (左記 [注意] に該当しない場合は、許可不要)	□ 対象外 (許可必要)

(注) 回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該判定プログラムは暗号プログラム特例の対象となり、一定の要件下で許可不要であると判定される。1つでも右欄にチェックされた場合は、暗号プログラム特例の対象外として許可必要であると判定される。

(注記1) 信書便とは、信書便事業者(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。))第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者をいう。)による同条第2項に規定する信書便をいう。
(注記2) 書面には、カタログ、パンフレット等の製品紹介資料及び販売店のチラシ広告等を含む。(WEBページを印刷したもの也可)
(最終判定欄)が「対象」となり、暗号プログラム特例の対象となる場合には、当局より、上記(一)～(三)で回答した内容を証明する書類を要求される場合がある。予め準備しておくことが望ましい。

作成責任者： (作成年月日 年 月 日)
会 社 名 _____
所 属 _____
(フリガナ)
氏 名 _____ 印
電 話 _____